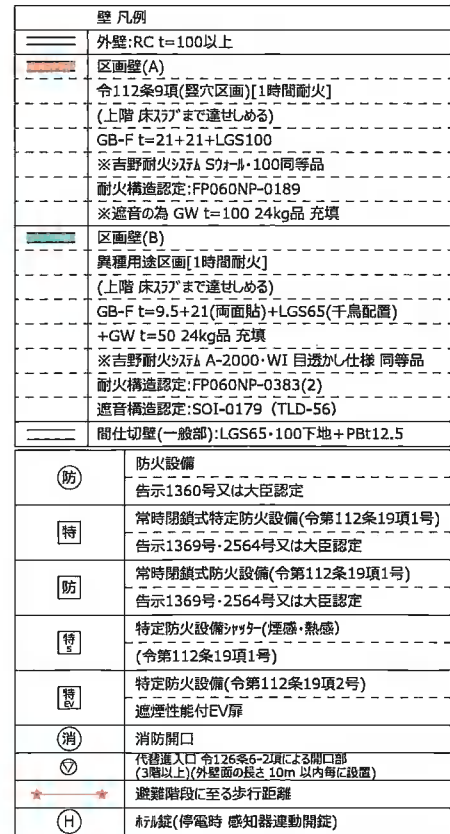




遊覧経路の歩行距離	
A	から内部階段までの歩行距離 $10.50+3.00+4.00+5.00+2.00+1.00=25.50(m) \leq 40(m)$
B	から内部階段までの歩行距離 $3.80+3.50+3.50+2.00+1.00=13.80(m) \leq 40(m)$
B	から外部階段までの歩行距離 $3.80+3.20+3.60=10.60(m) \leq 40(m)$

屋内避難階段(RC造)		屋外避難階段(鉄骨造)		特記事項	
蹴上	1階～2階:180.00≦200 2階～6階:181.82≦200	蹴上	1階～2階:180.00≦200 2階～6階:181.82≦200 6階～R階:187.50≦220	■排煙オペレーターの設置位置について ・FL+800≦設置位置≦FL+1500とする	・バルコニー 手摺の高さは 足がかりより 1.1m以上とする ・バルコニーに面する建具は有効W750mm以上とする
				■防火区画について ・令第112条に基づき区画を行い、扉については、同条の第19項に基づくものとする。 - また、貫通部の処理については同条の第19項、20項に基づく処理を行う。	■屋外への出口等の施設装置の構造等について - 屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口
踏面	240≧240	踏面	240≧240	・EV階段,DSは壁穴区画とし、各階床スラブで水平区画を行い外壁RCをバ - ンドルとする。(900mm以上)	避難階段から屋外に通ずる出口
巾	1235≧1200	巾	910≧900	・PS,MB部分は水平区画とする ・PS,MB内の方角は全てコーナー打ちとし、配管貫通部は全て外挿充填とする	上記の施設装置の構造等について 令第125条の2の規定に適合するものとする
手摺	両側 設置	手摺	両側 設置	・同上区画貫通部は貫通1m以内は全て不燃材を使用するものとする	

申請區

A08-2